

都市計画税の用途について

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。

主な用途としては、街路整備事業、公園整備事業、下水道整備事業、土地区画整理事業などがあり、以下の都市計画事業に要する経費に使わせていただきます。

なお、各都市計画事業への充当方法は、一般財源総額に対する各事業の一般財源の割合により按分して算出しています。

【歳入】都市計画税 11億 421万6千円

【歳出】都市計画事業費 15億4,055万7千円

(単位 千円)

都市計画事業	令和5年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	市債	その他		都市計画税 充当額
街路整備	130,329	0	108,900	0	21,429	20,141
公園整備	299,853	0	67,300	14,854	217,699	204,633
下水道整備	433,650	0	0	2,788	430,862	405,004
土地区画整理	332,646	116,463	54,900	647	160,636	151,002
地方債償還	344,079	0	0	0	344,079	323,436
その他	0				0	0
合計	1,540,557	116,463	231,100	18,289	1,174,705	1,104,216

森林環境譲与税の用途について

森林環境譲与税とは、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とするため、令和元年度に新設されたものです。

令和5年度も基金への積立は継続しますが、基金の一部を以下の木材利用に要する経費に使わせていただきます。

【歳入】森林環境譲与税 1,184万4千円

【歳出】森林環境整備基金積立金 1,188万7千円

【基金充当事業】水谷小学校校舎増築工事 500万円